

## 農林水産物・食品輸出本部会合（第3回）議事概要

1. 日時：令和3年4月9日（金）13:00～13:22
2. 場所：農林水産省7階講堂
3. 出席者：野上農林水産大臣（本部長）  
鷲尾外務副大臣、伊藤財務副大臣、亀岡復興副大臣、宮路総務大臣政務官、宗清経済産業大臣政務官、浅沼厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、久保田国土交通省大臣官房公共交通・物流政策審議官、太田農林水産省食料産業局長

### 4. 概要

#### 1 開会

- 農林水産省食料産業局長 ただ今から、農林水産物・食品輸出本部会合を開催いたします。本日の議事につきましては、後日、議事録を公開することを予定しておりますので、あらかじめ、御了承ください。はじめに、本部長である野上農林水産大臣から御挨拶をお願いいたします。

#### 2 農林水産大臣（本部長）挨拶

- 農林水産大臣 本日は、お集りいただきまして、ありがとうございます。開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

農林水産物・食品の輸出額は、2012年の4,497億円から昨年には9,217億円と2倍以上に増加し、8年連続で過去最高記録を更新しました。これに少額貨物を加えた輸出額は、9,860億円となりました。

新型コロナウイルスの影響のある中で、世界各国の食料消費が外食から国内消費へシフトする動きを捉えた結果であると考えておまして、引き続き、困難の中にあっても積極果敢に輸出に挑戦する事業者の取組を政府一体となって後押ししていくことが重要であると考えております。

2025年2兆円、2030年5兆円の輸出額目標の達成に向けまして、昨年末、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が取りまとめられました。

本日は、農林水産物・食品輸出本部としまして、輸出拡大実行戦略に基づき更なる輸出拡大を図っていくために、昨年4月に策定しました農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針及び実行計画につきまして、輸出拡大実行戦略の内容を反映するなどの変更を行うことといたしております。また、併せて輸出本部の取組の進捗状況について共有をいたします。

先週4月1日に開催されました関係閣僚会議におきまして、菅総理から、輸出にチャレンジする産地をしっかりと支援していくことに加えまして、他の先進国なみに、品目ごとの

団体を組織化して、販売などをサポートすること、また、相手国との関係で出てくる農産品貿易特有のリスクを軽減するためのセーフティネットの仕組みをつくること、また、ワールドチェーンや輸出先における販売ルートの確保のため、海外に展開している法人を支援することなどについて検討を深めるよう指示がありました。関係省庁一体となって、具体的な施策の検討を進めていきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

また、引き続き、輸出本部が中心となって、縦割りを排除し、政府一体となって輸出先国の規制対応や輸出事業者の支援などを戦略的かつ着実に進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 3 議事

#### (1) 農林水産物・食品の輸出の促進に関する基本方針の変更について

○農林水産省食料産業局長 それでは、議事に入ります。まず、資料1から4までを、私から一括して説明をいたします。資料1をお願いいたします。農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針の変更案でございます。

1ページ目をお願いします。昨年12月に活力創造本部におきまして、輸出拡大の加速化ための取組みとして「輸出拡大実行戦略」が政府決定されましたが、現行の基本方針におきましては、マーケットインの発想のもと、事業者の育成など、「輸出拡大実行戦略」の内容が十分には記載されていません。このため、輸出産地の育成・展開、品目団体の組織化等の事項につきまして、基本方針に反映することとし、輸出本部の下で政府一体となって「輸出拡大実行戦略」の実現を目指してまいります。

#### (2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画の変更について

○農林水産省食料産業局長 続きまして、資料2をお願いいたします。農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画の変更案でございます。

1ページ目をお願いします。法律施行以前の工程表を含めて、これまでに222項目の事項が挙がっており、102項目が対応済みです。2020年12月以降で見ますと、25項目が対応済みとなっており、輸出先国の規制への対応が進展をしております。これまでの輸出先国・地域との協議や輸出施設の認定審査に関する項目の更新と、本日ご議論いただく基本方針の見直しを反映するとともに、新たに事業者・産地への支援に関する項目など47項目を追加し、実行計画を変更し、公表いたしたいと思っております。

#### (3) 農林水産物・食品の輸出の状況及び農林水産物・食品輸出本部の取組状況について

○農林水産省食料産業局長 続きまして、資料3をお願いします。農林水産物・食品の輸出の状況でございます。

1ページ目をお願いします。2020年の農林水産物・食品の輸出額は、9,217億円とな

り、8年連続で過去最高額を更新しました。また、2030年5兆円という輸出目標を定めた「食料・農業・農村基本計画」におきまして、新たに少額貨物等を含めて輸出額を算出することとしており、そのベースですと輸出額は、9,860億円となっております。また、本年におきましても、輸出は引き続き好調を維持し、2月までの輸出額は1,522億円、対前年比24.1パーセント増と、コロナ禍においても着実に増加をしております。

2ページ目をお願いします。コロナ禍の中でも、日本からの輸出も家庭向けを中心に増加をしております。また、牛肉や日本酒等はコロナの影響を受けたものの、輸出が回復し、引き続き好調を維持しております。

3ページ目をお願いします。少額貨物の取扱いでございます。昨年の少額貨物の輸出額は、604億円、対前年比10パーセント増と、越境ECの増加等により、年々金額が増加をしております。これを踏まえまして、農林水産物・食品の輸出の5兆円目標の管理、あるいは輸出の全体を把握する観点から、2020年から、輸出実績の集計に含め、公表することとしております。これまでも、少額貨物を含む額と含まない額の双方を輸出実績として公表してはいたしましたが、今後は少額貨物を含む額を農林水産物・食品の輸出額の総計とすることを明確化したいと考えております。

続きまして、資料4をお願いいたします。農林水産物・食品輸出本部の取組状況でございます。

1ページ目をお願いします。農林水産物・食品輸出本部の下、輸出先国による規制への対応や、事業者の負担軽減など輸出の円滑化への対応を進めました。

2ページ目をお願いします。農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画等に基づく具体的な進捗状況をまとめました。2020年6月の第2回輸出本部会合から進捗があった主な事項としては、牛肉取扱施設の認定や産地魚市場の認定などの国内対応、EU向けクロマツ盆栽や豪州向けいちごの輸出解禁などの相手国・地域との協議への対応で進捗がありました。

3ページ目をお願いします。原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制の緩和・撤廃の状況でございます。政府一体となった働きかけの結果、規制を設けた54の国・地域のうち、39の国・地域が撤廃をいたしました。第2回輸出本部会合以降では、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦(UAE)、イスラエルの5か国が規制を撤廃をいたしました。

4ページ目をお願いします。輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを整備中ですが、本年4月に酒類に関する輸出証明書などを追加いたしました。本年度中に、全ての輸出証明書を対象に追加する予定です。本年4月に羽田空港に証明書受取窓口を設置いたしました。引き続き、地方自治体、商工会議所に証明書受取場所を拡大できるように推進してまいります。

5ページ目をお願いします。2020年4月から農林水産省本省に、輸出に取り組む事業

者からの相談を一元的に受け付ける窓口を設置していますが、関係省庁等と相談内容を共有し相談対応を向上しております。農林水産省の輸出促進政策のホームページについて、事業者がより情報にアクセスしやすくなるように改修をいたしました。

6 ページ目をお願いします。民間機関の能力を活用して施設認定を迅速に進めるための登録認定機関として、第2回輸出本部会合以降、新たに2機関を登録いたしました。資料の説明は、以上でございます。本日、資料1及び2の内容が決定されれば、変更された基本方針及び実行計画をホームページで公表することとさせていただきます。

#### (4) 各省庁発言

○外務副大臣 外務省は、二国間会談、国際会議等のあらゆる外交機会を活用し、農林水産物・食品の輸出拡大に向けて様々な取組を進めております。

我が国はTPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA、RCEPなど、自由で公正な経済圏の拡大に向けた努力を続けております。このような取組等も通じまして、引き続き、農林水産物・食品の輸出拡大を図っていきたく存じます。

震災後導入されました各国の輸入規制につきましては、関係府省庁とも連携をいたしまして、外交的働きかけを続けております。その結果、昨年度はモロッコ、エジプト、イスラエル等が規制を撤廃し、中東アフリカ地域の規制は無くなりました。輸出額の大きいアジア地域につきましても早期に結果を出せるよう、さらに力を尽くしてまいります。

更なる輸出促進のためには、現地の実情を的確に把握するマーケティングが最重要というのが、茂木大臣以下、外務省の強い問題意識であります。この点も踏まえまして、農林水産省はじめ関係省庁と連携をしつつ、輸出目標の達成に資する在外公館の取組を強化すべく、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

○財務副大臣 資料5の1枚目をご覧いただきたいと思っております。日本産酒類の輸出促進に向けまして、輸出拡大実行戦略を踏まえ、各種取組を展開してまいります。

具体的には、資料の一番下の四角の中にご覧いただけますが、海外バイヤーとのオンライン商談会の実施や、国内の輸出商社等と酒類製造者のマッチング支援等による海外販路拡大、ジャパン・ハウス等を活用したプロモーションによる認知度向上などに積極的に取り組んでまいります。

こうした取組の一環として、ブランド化や酒蔵ツーリズムに関する酒類事業者の取組を支援するため、今年度新規の補助事業を創設し、本日、70者の採択事業者を決定をいたしました。

このほか、日本酒・焼酎等のユネスコ無形文化遺産登録に向け、文化庁等と連携して検討を加速しております。

財務省、中でも国税庁を中心として、今後、輸出に取り組む酒類事業者をより一層強力に支援してまいります。

○復興副大臣 先月、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」等が閣議決定されましたが、その中で、今なお被災地の農林水産物等についての輸入規制が残る国・地域に対し、引き続きあらゆる機会を捉えて、輸入規制の緩和・撤廃に向けて働きかけを行うとともに、販路の拡大に向けた様々な取組などを進めることとしています。

復興庁としては、本年は震災から10年の節目でもあり、復興五輪が開催されるという好機も活かし、私を含めた復興庁政務が先頭に立って、輸入規制が残る国・地域に強く働きかけをするとともに、海外に向けた情報発信を一層強化していく、そして、撤廃に向けてがんばっていきたいと思っています。

具体的には、海外への情報発信強化のための新たなポータルサイト「FUKUSHIMA(フクシマ) UPDATES(アップデート)」の運用を開始しましたし、当サイトを入口として関係府省庁のウェブサイト参照することとなるために、引き続き、必要な情報の整備を各省庁をお願いしていききたいと思います。

また、今年度における復興庁の取組が具体化しましたら情報を共有させていただきますので、関係府省庁におかれましては、一層の御協力、御支援をよろしくお願い申し上げます。

○総務大臣政務官 総務省では、産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」において、農林水産物・食品の輸出に取り組む事業も支援をしております。

令和元年度では鳥取県の境港産の水産物について、例えばクロマグロ・タイ類などのすり身加工品について、香港、台湾等の東アジアに輸出するため、鮮魚一次加工室等を整備し、鮮魚加工設備の衛生管理体制を強化した例について、支援をしております。

引き続き、農林水産物・食品の輸出に取り組む地方公共団体及び地域の民間事業者の支援を進めてまいりたいと考えております。

○経済産業大臣政務官 今回改訂される基本方針に基づきまして、経済産業省と致しましても、関係者の皆様方と連携して、農林水産物・食品の輸出拡大に、引き続き、取り組んでまいります。

これまでに、農林水産省と連携をし、4月1日から地理的表示(GI)制度を活用致しまして、経済連携協定上の特惠関税を受けるために必要な原産地証明書の取得手続を簡素化いたしました。

今後とも、農林水産省等の関係省庁と連携をいたしまして、品目団体等へのジェトロやJFOODOによります支援の強化や国の体制強化について検討を進めてまいります。

また、引き続き、福島第一原発事故に起因する日本産食品の輸入規制の撤廃に向けまして、世界で最も厳しいレベルの基準値によります検査を徹底するなど、関係省庁と連携を致しまして全力で取り組んでまいります。

○厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 厚生労働省と致しましては、輸出施設

が輸出先国の求める衛生要件を満たすよう、農林水産省等と連携し、支援に取り組んでおります。

昨年度以降、食肉輸出施設の整備段階から事業者・農林水産省・自治体等と協議を行いまして、EU や米国の牛肉輸出施設を新規で5件認定、シンガポールやタイの豚肉輸出施設を新規で3件認定するなど、輸出拡大に向けた取り組みを進めてきました。

引き続き、食品安全を所管する立場から、関係省庁と一体となり、食肉の輸出施設の迅速な認定に取り組むなど、積極的に貢献してまいります。

#### (5) 意見交換

○農林水産省食料産業局長 ありがとうございます。それでは、意見交換に入ります。

これまでの説明や御発言に対しまして、御質問や御意見あればお願いをいたします。

○復興副大臣 一つだけお願いがあるのですが、先ほどの輸出証明書について、良い形で出来上がってきておりますが、一つ心配なのが、輸出証明書をしっかり一元化させて、特に厚労省と農水省がしっかりと連携を取っていかないと、また問い合わせをしないといけないとか手続きが煩雑だとか起こりかねないので、そこはしっかりと農水省と厚労省で打ち合わせをした上で、証明書を一元化できるようにお願いしたいと思えます。

○農林水産省食料産業局長 ありがとうございます。問題意識は全く同一でございます。両省連携して取り組んでまいります。

それでは資料1、資料2につきまして原案のとおり変更することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議なしと思われますので、原案のとおりとさせていただきます。

#### 4 閉会

○農林水産省食料産業局長 結びに、野上本部長から一言お願いいたします。

○農林水産大臣 それぞれの省庁でしっかりお取組いただきまして、本当にありがとうございます。本会合をもちまして、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針及び実行計画は変更をされました。

引き続き、輸出本部の下で、政府一体となって輸出を強力に推進してまいりたいと思えますので、各省庁の御協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○農林水産省食料産業局長 ありがとうございます。これをもちまして、本日の会合は閉会とさせていただきます。

(以上)